

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の公布による。

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

立川市学童保育所条例（昭和42年立川市条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(入所資格)</p> <p>第3条 保育所は、次の各号に該当する者を、保護者の委託を受けて保育する。</p> <p>(1) 市内に在住している者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び特別支援学校の小学部に就学している者（心身に障害を有する者にあっては、規則に定める入所資格を有する者に限る。）</p> <p>(3) 保護者の労働、疾病その他の事由により、適切な監護を受けられない者</p>	<p>(入所資格)</p> <p>第3条 保育所は、次の各号に該当する者を、保護者の委託を受けて保育する。</p> <p>(1) 保護者の労働、疾病その他の事由により、適切な監護を受けられない者</p> <p>(2) 小学校第3学年（心身に障害を有し、規則で定める入所資格を有する者）<u>以下</u>の者</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>一</u>に該当する学童は、入所することができない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 著しく心身が虚弱で保育にたえないと認められる者</p> <p>(保育時間)</p> <p>第5条 保育所の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで（第3号に掲げる学校の休業日を除く。）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>一</u>に該当する学童は、入所することができない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>いちじるしく心身が虚弱で保育にたえないと認められる者</u>（保育時間）</p> <p>第5条 保育所の保育時間は、<u>放課後から午後6時までとする。ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条に規定する学校の休業日（前条に規定する休日を除く。）にあつては、午前8時から午後6時までとする。</u></p>

<p>放課後から午後6時まで</p> <p>(2) 土曜日 午前8時から午後5時まで</p> <p>(3) 立川市立学校管理運営規則(昭和35年立川市教育委員会規則第1号) 第3条第1項第2号に掲げる学校の休業日 午前8時から午後6時まで</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第3号に掲げる保育時間を午後6時から午後7時まで延長することができる。</p> <p>3 ……略……</p> <p>4 指定管理者は、第1項に規定する保育所の保育時間を下限として、あらかじめ市長の承認を得て、保育時間を変更することができる。</p> <p>5 指定管理者は、第1項又は前項の規定による保育時間を延長することができる。</p> <p>6 指定管理者は、保護者の利便を図るため必要があるが、かつ、第3項の規定により市長が行う保育時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、第1項、第2項、第4項及び前項の規定にかかわらず、保育所の保育時間を臨時に延長することができる。</p> <p>7 指定管理者は、前項の規定により保育所の保育時間を臨時に延長したときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>(保育料等)</p> <p>第6条の2 ……略……</p> <p>2 第5条第2項及び第5項の規定により延長した保育時間に係る保育料(以下「延長保育料」という。)は、学童1人につき月額2,000円とする。ただし、当該延長した保育時間において、緊急かつ一時的に保育所を利用した場合は延長保育料は、学童1人につき月額500円とする。</p> <p>3～6 ……略……</p>	<p>2 市長は、前項に規定する保育時間を午後6時から午後7時まで延長することができる。</p> <p>3 ……略……</p> <p>4 指定管理者は、保護者の利便を図るため必要があるが、かつ、前項の規定により市長が行う保育時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、保育所の保育時間を臨時に延長することができる。</p> <p>5 指定管理者は、前項の規定により保育所の保育時間を臨時に延長したときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>(保育料等)</p> <p>第6条の2 ……略……</p> <p>2 第5条第2項の規定により延長した保育時間に係る保育料(以下「延長保育料」という。)は、学童1人につき月額2,000円とする。ただし、当該延長した保育時間において、緊急かつ一時的に保育所を利用した場合は延長保育料は、学童1人につき月額500円とする。</p> <p>3～6 ……略……</p>
---	---

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第 号）の定めるところに従い、適正に保育所の管理を行わなければならない。

別表第1（第2条関係）

名	称	位	置	定員
立川市総合福祉センター 一学童保育所	……略……	……略……	立川市富士見町2丁目36番47号	……略…… 15人
立川市高松第二学童保 育所			立川市高松町3丁目6番9号	20人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号及び第9条の改正規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に保育所の管理を行わなければならない。

別表第1（第2条関係）

名	称	位	置	定員
立川市総合福祉センター 一学童保育所	……略……	……略……	立川市富士見町2丁目36番47号	……略…… 15人